

附 則		この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行の日（令和元年六月二十日）から施行する。	
		○ 経済産業省令第十六号	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令の規定を改正する。
第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。		この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。	
令和元年六月十九日		令和元年六月十九日	
（特許法施行規則等の一部を改正する省令）		（特許法施行規則の一部改正）	
第一項 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。		この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。	
第四条の二 「略」		第四条の二 「略」	
（期間の延長の請求等の様式等）		（期間の延長の請求等の様式等）	
改		改	
正		正	
後		前	